

第2編

法令改正動向

第1章 貸金業法に関わる法改正の動向について

1. 平成22年度と平成23年度の貸金業法に関わる法令等の改正

① 平成22年度の貸金業法に関わる法令等の改正

平成22年度の法令改正一覧

No.	施行・制定日	改正された法令等	発令・公表等
①	平成22年 4月1日	金融商品取引法等の一部を改正する法律(改正対象) ・貸金業法	平成21年6月24日 法律第58号
		金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(改正対象) ・貸金業法施行規則	平成21年12月28日 内閣府令第78号
		金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(改正対象) ・貸金業法施行令	平成21年12月28日 政令第303号
②	平成22年 6月4日	貸金業者向けの総合的な監督指針(一部改正)	平成22年6月4日 金融庁
③	平成22年 6月18日	貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(改正対象) ・貸金業法施行規則	平成22年6月11日 内閣府令第32号
④	平成22年 8月3日	金融庁告示第89号 (貸金業法施行規則第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件)	平成22年8月3日 官報
⑤		事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 15 登録講習機関関係)	平成22年8月3日 金融庁
⑥	平成23年 1月1日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(改正対象) ・貸金業法施行規則	平成22年9月21日 内閣府令第42号
⑦		商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(改正対象) ・貸金業法施行令	平成22年9月10日 政令第196号
⑧	平成23年 3月29日	事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)(一部改正)	平成23年3月29日 金融庁

① 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年4月1日施行)

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に準じ、裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の中核となる指定紛争解決機関制度が貸金業法を含む16の法律に創設され、経理的基礎及び技術的基礎等、紛争解決等業務を行う者としての指定の要件や、指定紛争解決機関との契約締結等の状況、紛争解決等業務を行う者としての業務に関する報告書の様式等が規定された。

② 貸金業者向けの総合的な監督指針(一部改正)(平成22年6月4日施行)

金融商品取引法その他の金融関連業法の改正に伴い、金融ADR制度に係る監督指針等が改正され、苦情等対処に関する内部管理態勢の確立、金融ADR制度への対応等の監督上の留意事項等が改正された。

③ 貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成22年6月18日施行)

改正貸金業法の完全施行の円滑な実施を図り、借り手の目線に立った方策を推進するため、改正貸金業法施行規則等の所要の規定の整備が行われた。

④金融庁告示第89号（平成22年8月3日施行）

貸金業務取扱主任者資格の登録講習事務実施基準における金融庁長官が定める時間等について、登録講習科目ごとの講義時間、登録講習教材の内容等が定められた。

⑤事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 15 登録講習機関関係）の施行（平成22年8月3日施行）

貸金業法施行規則第26条の63第2号及び第3号の規定に基づき、貸金業務取扱主任者資格に関する登録講習を実施しようとする者の登録申請に対する審査の際の着眼点や登録講習機関の監督上の着眼点がまとめられた。

⑥金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成23年1月1日施行）

無登録業者の信用格付（無登録格付）を提供する際の金融商品取引業者等の説明義務について、投資者保護を図るとともに金融商品取引業者等の実務の円滑化のための措置を講じるため、所要の規定の整備が行われた。

⑦商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年1月1日施行）

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正に準じ、不招請勧誘が禁止される商品取引契約、商品先物取引仲介業者に対する規制の読替規定等、所要の規定の整備が行われた。

⑧事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）（一部改正）（平成23年3月29日施行）

信用情報等の管理態勢、信用情報等に関する業務の外部委託について、事務ガイドラインが改正された。

②平成23年度の貸金業法に関わる法令等の改正

平成23年度の法令改正一覧

No.	施行・制定日	改正された法令等	発令・公表等
①	平成23年4月28日	貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成23年4月28日 内閣府令第21号
②	平成23年7月14日	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（改正対象） ・貸金業法	平成23年6月24日 法律第74号
③	平成23年7月26日	貸金業法施行規則及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成23年7月26日 内閣府令第35号
		貸金業者向けの総合的な監督指針（別紙様式24、24-2）	平成23年7月26日 金融庁
④	平成23年10月28日	貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成23年10月28日 内閣府令第57号
⑤	平成24年3月28日	貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（改正対象） ・貸金業法施行令	平成24年3月28日 政令第71号
⑥	平成24年4月1日	民法等の一部を改正する法律（改正対象） ・貸金業法	平成23年6月3日 法律第61号
		貸金業法施行規則及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成24年3月30日 内閣府令第17号
		貸金業者向けの総合的な監督指針（一部改正）	平成24年3月30日 金融庁

①貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年4月28日施行）

平成23年3月に生じた『東北地方太平洋沖地震』の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来ならば借入れできる資金を借入れできないという不都合が生ずる可能性があるため、金融庁は今回の震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を平成23年4月28日に公布・施行した（下記④に係る改正の適用については、平成23年1月11日からとする）。

府令の概要は以下の通りである。

- (1)総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化
- (2)総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化
- (3)総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化
- (4)極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

②情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年7月14日施行）

サイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、所要の規定の整備が行われた。

③貸金業法施行規則及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成23年7月26日施行）

貸金業法施行規則で定める事業報告書の様式、貸金業者向けの総合的な監督指針で定める業務報告書の様式、事務ガイドラインで定める業務又は経理の状況に関する報告書等が改正された。

④貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年10月28日施行）

東日本大震災の被災者が返済能力を超えない範囲で貸金業者から借入れを行う場合の手続面での特例を定めた時限措置の期限が、平成23年10月末から平成24年3月末に延長された。

⑤貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成24年3月28日施行）

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令について、貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置等、所要の規定の整備が行われた。

⑥民法等の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）

登録申請者が未成年者である場合における、法定代理人の添付書類等の規定、登録行政庁への届出等について、改正された。

2. 貸金業法改正の経緯

①貸金業規制法の公布・施行

「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）」は、「貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」を目的に、昭和58年5月13日に公布、同年11月1日に施行された（昭和58年法律第32号）。

②平成15年改正

当時社会問題化していた悪質なヤミ金融の取締りを目的に、平成15年8月1日規制を強化した「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第136号、通称「ヤミ金融対策法」）が成立、翌年1月1日より施行された。

③平成18年改正

平成18年の改正については、

- (1)上記②の平成15年改正の附則において「施行後3年を目途として必要な見直しを行う」とされていた。

- (2)近時の最高裁判決において、みなし弁済制度の要件を厳格に解釈すべきとの判断が相次いだ。
 (3)とくに、多重債務問題への対応が急務とされ、いわゆるグレーゾーン金利の廃止等の法律改正が議論されてきた。

という背景があり、平成17年3月以降、金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」(座長・吉野直行 慶應義塾大学経済学部教授)が開始された。

懇談会では複数の案が提出され、特例金利の導入等の紆余曲折があったが、平成18年4月に中間整理が提示された。過剰貸付けの防止に関しては「現行の貸金業規制法において、借り手の返済能力を超える貸付けは禁じられているが、その違反に対する行政処分が規定されていないため、実効性が必ずしも担保されていないとの意見が多く、借り手の返済能力を超える貸付けの禁止に違反した場合には行政処分を可能にすべきとの意見が多かった」とされた。多重債務の防止に関しては「多重債務者の発生や増大を防止するための対応としては、貸し手に対する規制を中心としつつも、円滑な債務整理のための基盤形成、社会保障との適切な役割分担、金融経済教育やカウンセリングの普及、貸金業にかかる犯罪行為の取締策強化等をあわせ、総合的な取組みが必要であることについて概ね一致した」とされた。金利に関しては「利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望ましいとの意見が委員の大勢であった」とされた。

この「中間整理」を踏まえた議論を経て、閣議決定がなされ、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ内閣提案法案(「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」)が平成18年10月31日に第165回臨時国会に提出された。同年12月13日に可決・成立、12月20日に公布された(平成18年法律第115号)。

また、改正貸金業法の成立を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「利息制限法施行令」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成19年11月7日に公布された。

法改正の目的については、同法律案要綱において以下のように記されている。

「多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付を行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行うこととする。」

④「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行の流れ

「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、改正貸金業法)は、附則第1条に沿って大きく4段階にて施行された。

①1条改正(平成19年1月20日施行)

「無登録業者」と「超高金利の貸付」に対する罰則の強化が施行された。

②2条改正(平成19年12月19日施行)

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改正したことに加え、「貸金業者の登録要件の強化」、「行為規制の強化」、「貸金業協会の自主規制機能の強化」等が実施された。

③3条改正(平成21年6月18日施行)

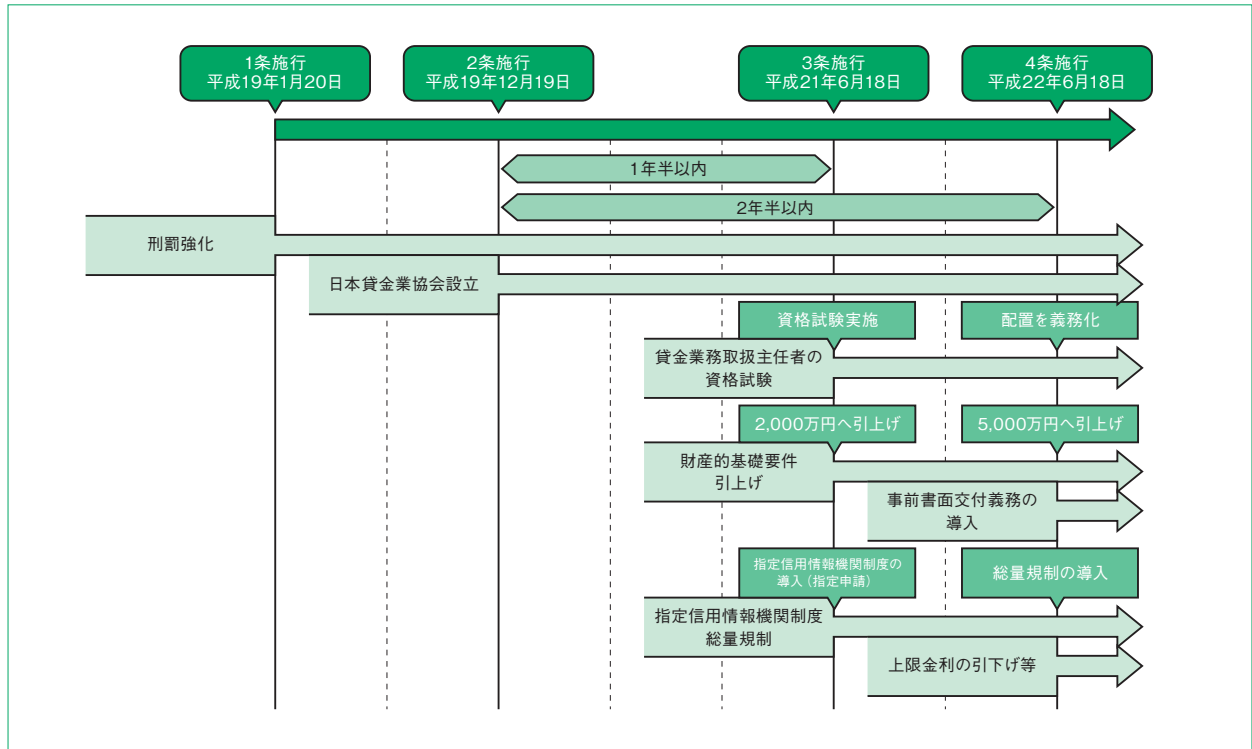
「財産的基礎要件の引上げ」、「指定信用情報機関制度の創設」、「貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設」等が実施された。

④完全施行(平成22年6月18日施行)

「貸金業務取扱主任者の必置化」、「財産的基礎要件の引上げ」、「出資法上限金利の引下げ」、「行為規制の強化」、「みなし弁済制度の廃止」、「上限金利の引下げ」、「過剰貸付の禁止(総量規制の導入)」等が施行された。

これにより、平成19年1月から段階的に施行されて来た貸金業法の改正が、完全に施行されたこととなった。

改正貸金業法の施行の流れ



⑤ 貸金業制度に関するプロジェクトチームの設置と改正貸金業法フォローアップチームの設置

① 貸金業制度に関するプロジェクトチームの設置

設置の経緯

改正貸金業法附則第67条1項、第2項では、施行から2年半以内に、「改正後の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第4条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について」検討するとともに、出資法および利息制限法に基づく金利規制のあり方についても検討を加え、必要な見直しを行うこととしている。「貸金業制度に関するプロジェクトチーム (PT)」は、改正貸金業法附則第67条の定める検討を行うことを目的として設置された (平成21年11月13日に金融庁の政務三役が発表)。

主な検討内容

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム (PT)」では、主な検討内容として、以下の5つをあげている。

- ① 貸金業の利用者の実態 (利用者の全体像、多重債務者の状況等)
- ② 貸金業者の実態 (経営状況、過払い金返還請求の実情等)
- ③ 諸外国の貸金業の実態
- ④ 改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無
- ⑤ その他

検討結果

プロジェクトチームの下に設置された、3大臣政務官による「事務局会議」での、幅広い関係者へのヒアリング結果等を踏まえ、検討結果として以下の2つをあげている。

- ① 多重債務問題の解決を目的とした改正貸金業法については、法に定められた期限である平成22年6月18日までに完全施行することが総合的観点から適切である
- ② 改正貸金業法の円滑な施行を図るため、借り手等の実情を踏まえ、10の柱からなる方策を重層的に推進していくことが必要である

②改正貸金業法フォローアップチームの設置

設置の経緯

平成22年6月18日の改正貸金業法完全施行を受け、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に代えて、「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置された。

主な検討内容

- ①改正貸金業法に係る制度の周知徹底
 - ②改正貸金業法の施行状況や影響等についての実態把握
 - ③改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検
- ③改正貸金業法フォローアップチームによる関係者ヒアリングの実施状況

平成24年3月末現在、改正貸金業法フォローアップチーム関係者ヒアリングは、第1回（平成22年9月9日）から、第5回（平成23年6月27日）まで行われている。

第2章 改正貸金業法の具体的内容

以下、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」に沿って施行された改正内容を、施行順に説明する。

1. 1条改正（平成19年1月20日施行）

①無登録営業に対する罰則強化

無登録営業の罰則を「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」から、「10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金」に引き上げること等の罰則の引上げ（強化）が行われた（貸金業の規制等に関する法律第47条から第49条、第51条関係）。

②超高金利の貸付けに対する罰則の強化

金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年率109.5%を超える割合による利息の契約をしたときは、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科」から、「10年以下の懲役または3,000万円以下の罰金、またはこれを併科」するものとし、この割合を超える割合による利息を受領し、またはその支払いを要求した者も同様とした（出資法第5条第3項関係）。

2. 2条改正（平成19年12月19日施行）

①法律の名称及び目的の改正

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改め、目的規定の冒頭に「貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ」を加えた（貸金業法第1条関係）。

②貸金業者の登録要件の強化

貸金業者の登録拒否要件に、「登録を取り消されてから5年を経過しない者」の他に、「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」等が加えられた（貸金業法第6条関係）。

③行為規制の強化

貸金業者の行う様々な行為について、主に以下の規制が強化された。

- ・夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制を強化（貸金業法第21条第1項）。
- ・貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止（貸金業法第12条の7）。
- ・公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。利息制限法の金利を超える貸付けの契約について公正証書の作成の嘱託を禁止（貸金業法第20条）。
- ・連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人に対して、催告・検索の抗弁権がないことの説明を義務付け（貸金業法第16条の2第1項、第17条第3項）。

④貸金業協会の自主規制機能の強化

貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置が義務づけられた。これにより日本貸金業協会が設立された。（貸金業法第26条第1項、第2項、第34条）

日本貸金業協会は、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定し、これを当局が認可する枠組みを導入した。

3. 3条改正 (平成21年6月18日施行)

①財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当な最低純資産の額を、これまでの「個人300万円、法人500万円」から、「2,000万円を下回らない政令(改正政令第2条)で定める金額」とすることとなった(貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項)。

また、NPOバンク(地域社会の福祉・環境保全活動等を行うNPOや市民団体、個人等への融資を目的とする小規模の非営利バンク)を念頭に、以下の要件が規定された(改正府令第2条)。

- ①営利を目的としない法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であること。
- ②純資産額が500万円以上であること。
- ③特定非営利活動に係る事業(NPO法17分野)に対する貸付けまたは生活困窮者を支援するための貸付けを主目的とし、その旨を定款または寄附行為において定めていること。
- ④剰余金の分配を行わないこと等を定款または寄附行為において定めていること。
- ⑤事業報告書等を備え置き、利害関係人から請求があった場合には閲覧させること。

②指定信用情報機関制度の創設

これまで、貸金業者は任意に個人信用情報機関に加盟し、借り手の返済能力を把握する際の参考に行っている。ただ、未加盟業者も多く、残高等に関しては個人信用情報機関同士の情報交流が行われていないこともあって、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備が不十分であるとされていた。

今回の改正では、内閣総理大臣による個人信用情報機関の指定制度が創設されるとともに、指定の要件、役員の兼職の認可制、役職員の秘密保持義務その他の所要の規定を整備することとされた(貸金業法第41条の13および14。役員の兼職の認可制については貸金業法第41条の15、役職員等の秘密保持義務については貸金業法第41条の16)。

また、指定信用情報機関の業務、内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督、加入貸金業に関して、それぞれ以下のような規定がある。

指定信用情報機関の業務に関しては、

- ①兼業の制限(承認制)(貸金業法第41条の18)
- ②業務規程の認可を受ける義務(貸金業法第41条の20)
- ③加入貸金業者による信用情報の目的外利用防止のための監督義務(貸金業法第41条の23)
- ④他の指定信用情報機関への情報提供義務(貸金業法第41条の24)

等の規定が設けられることとなった(貸金業法第41条の17から第41条の26まで)。

内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督に関しては、

- ①報告徴収及び立入検査(貸金業法第41条の30)
- ②業務改善命令(貸金業法第41条の31)ならびに指定の取消し(貸金業法第41条の33)

等の規定が設けられることになった(貸金業法第41条の27から第41条の34まで)。

加入貸金業者に関しては、

- ①加入貸金業者による加入指定信用情報機関への情報提供義務(貸金業法第41条の35)
- ②情報提供に係る資金需要者等の同意の取得義務(貸金業法第41条の36)
- ③提供を受けた信用情報の目的外使用等の禁止(貸金業法第41条の38)

等に関する規定が設けられることとなった(貸金業法第41条の35から第41条の38まで)。

③貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設

これまで「貸金業務取扱主任者」の制度があり、日本貸金業協会等の研修を受けて試験に合格した者を貸金業務取扱主任者と呼んでいた。3条改正によって、貸金業務取扱主任者資格試験制度が創設され、国家資格となった。

まず、3条改正では、

- ①内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者資格試験を行う
- ②内閣総理大臣が試験実施機関を指定することができる
- ③資格試験に合格した者は、貸金業務取扱主任者の登録を申請し、内閣総理大臣が登録することとし、完全施行（4条施行）時には改正法に基づく貸金業務取扱主任者を必置化する制度がスタートする（貸金業法第24条の7から第24条の50関係）。

4. 4条改正（平成22年6月18日施行）

段階を追って施行される貸金業法は、4条改正の施行をもって完全施行となった。

①貸金業務取扱主任者の必置化

貸金業者に対し、営業所もしくは事務所ごとに、資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を設置することを義務づけるとともに、設置していないことが登録拒否要件となった（貸金業法第4条第1項第6号、第6条第1項第13号、第12条の3関係）。

なお、営業所等において貸金業に従事する者に対する貸金業務取扱主任者の数の割合は、50分の1以上とされた（改正府令第3条）。

②財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するために必要かつ適当な最低純資産の額を、「5,000万円を下回らない政令（改正政令第3条）で定める金額」とされた（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）

③行為規制の強化等

①利息の制限額を超える契約の禁止等

貸金業者は、利息制限法を超える利息の契約を締結し、利息を受領し、またはその支払いを要求してはならないこと等とされた（貸金業法第12条の8関係）。

②書面交付義務の強化

貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するまでに、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならないこととする等、書面交付義務が強化された（貸金業法第16条の2関係）。

④過剰貸付けに係る規制の強化

①返済能力の調査義務

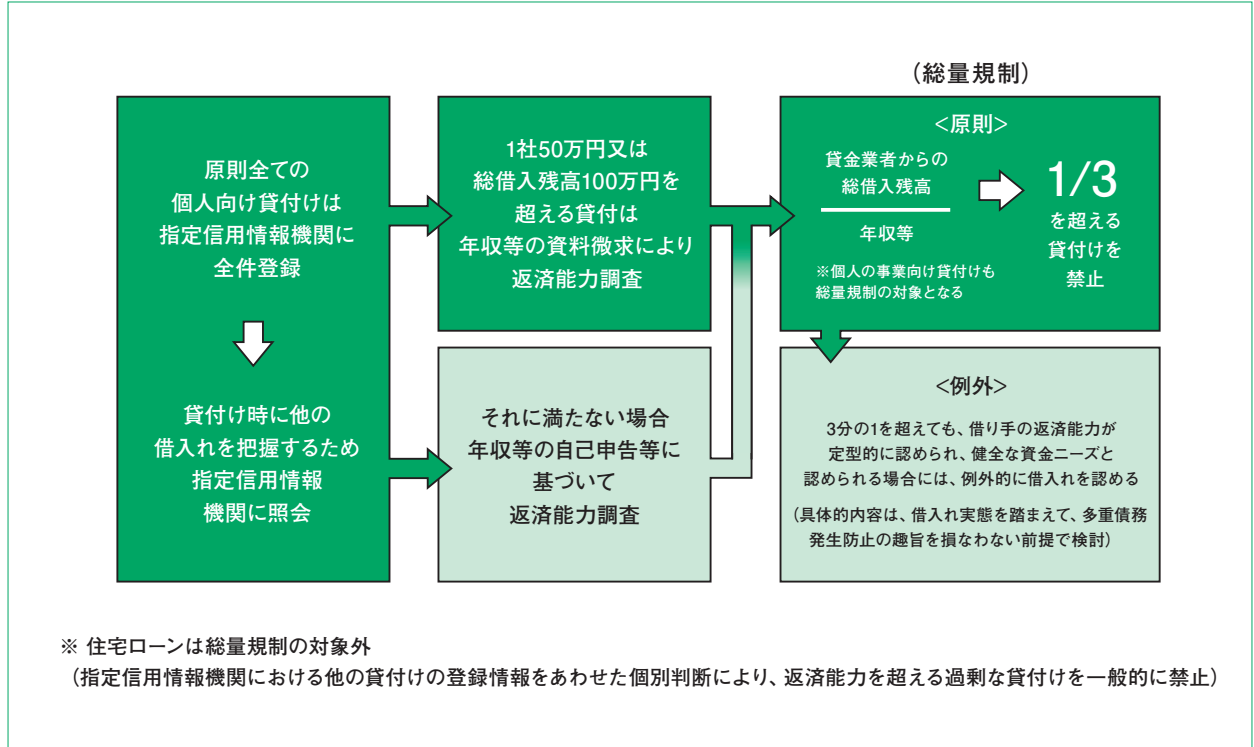
- ①貸金業者に対し、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力（資力または信用、借入れの状況、返済計画等）の調査が義務づけられることとなった。
- ②貸金業者に対し、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査を義務づけることとなった。
- ③貸金業者に対し、自らの貸付けの金額が50万円を超える貸付けに係る契約または自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が100万円を超える貸付けに係る契約を締結する場合には、源泉徴収票等の提出を受けることを義務づけることとなった（貸金業法第13条関係）。

② 過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）

- ①貸金業者に対し、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約の締結を禁止することとした。

- ⑤ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止することとした。
- ⑥ 極度方式基本契約（リボルビング契約）を締結している場合には、極度方式貸付けの状況を勘案し、または定期的に、指定信用情報機関の信用情報を使用して返済能力を調査し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えると認められるときは、極度方式貸付けを抑制するために必要な措置を講じなければならないこととした（貸金業法第13条の2から第13条の4関係）。

総量規制の導入



⑤ みなし弁済制度の廃止

貸金業者の行う金銭消費貸借契約に基づき債務者が利息制限法第1条第1項に規定する利息の制限額と出資法第5条第2項に規定する利息の制限額との間の金利（いわゆるグレーゾーン金利）を任意に支払い、貸金業者から契約書面等が交付されている場合には、当該支払いは有効な債務の弁済とみなすこととしていた規定は廃止された（貸金業法第43条関係）。

⑥ 第5条：利息制限法の一部改正（施行は第4条に同じ）

改正貸金業法の完全施行日に、改正利息制限法が施行された。改正後も利息制限法第1条第1項（元本の額が10万円未満の場合は年2割、10万円以上100万円未満の場合は年1割8分、100万円以上の場合は年1割5分とする利息の制限）の区分自体に実質的変更はないが、営業的金銭消費貸借（債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借）の特則として、以下のような条項が設けられた。

① 元本額区分の適用の特例

利息の制限の規律について、債権者が業として行う金銭消費貸借が、同一の当事者間で複数ある場合における元本額区分の適用の特例が設けられた（利息制限法第5条関係）。

- ① 債務を既に負担している債務者が同一の債権者から重ねて金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における利息は、既に負担している債務の元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額によって決められることとなった。
- ② 債務者が同一の債権者から同時に2件以上の貸付けを受けた場合の、それぞれの貸付けに係る利息は、その2件以上の貸付けを受けた元本の額の合計額によって決められることとなった。

②営業的金銭消費貸借におけるみなし利息

債権者が業として行う金銭消費貸借におけるみなし利息の範囲について、特則を設け、みなし利息から除外される費用を以下のものに限定する等の措置を講ずることとされた。

①契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

- ・ 公租公課の支払いに充てられるもの
- ・ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機等（ATM）の手数料（上限は政令に委任）

②カードの再発行手数料、その他債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの（利息制限法第6条関係）

③賠償額の予定の特則

債権者が業として行う金銭消費貸借における債務不履行による賠償額の予定の上限を年2割とし、その超過分については無効となった（利息制限法第7条関係）。

④保証料の制限等

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とするほか、根保証における保証料の特則を設けることとされた（利息制限法第8条関係）。

⑦第7条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）

出資法における以下の条項は、貸金業法の完全施行日にあわせて改正された。

①金銭貸借等の媒介手数料の制限

- ① 金銭の貸借の媒介手数料の制限に関し、貸借の期間が1年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年5%の割合を乗じて計算した金額を超える手数料の契約をし、またはこれを超える手数料を受領してはならないものとする（出資法第4条第1項関係）。
- ② 金銭の貸借の保証の媒介についても、金銭の貸借の媒介と同様の規制を設ける（出資法第4条第2項関係）。

②業として行う高金利違反の罪

業として行う高金利違反の罪となる金利を、年29.2%（うるう年については年29.28%）を超える金利から、年20%を超える金利に引き下げる（出資法第5条第2項）。

これらの改正を受けて、改正貸金業法完全施行後の貸付けの上限金利は図表〔上限金利の引下げ〕のようになる。

③金銭貸借の保証料の制限

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とする。また、保証料がある場合における高金利の規制の特則を設けた（出資法第5条の2および第5条の3関係）。

④みなし利息

金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。

①契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

- ・ 公租公課の支払いに充てられるもの
- ・ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機等（ATM）の手数料

②貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めるもの（出資法第5条の4第4項関係）

⑧ 第8条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）

日賦貸金業者及び電話担保金融についての特例を廃止することとした（出資法一部改正法附則第8項から第16項関係）。

上限金利の引下げ

